

諸報告資料

(令和6年門真市教育委員会第11回定例会)

門真市教育委員会

門真市教育委員会特別表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ活動、文化活動等において優れた成績を収めた者を門真市教育委員会特別表彰として表彰し、もって本市の教育の振興を促進することを目的とする。

(被表彰者)

第2条 門真市教育委員会（以下「委員会」という。）は、委員会の所管に属する学校の生徒若しくは児童、本市に在住する者又は本市に所在する団体若しくはこれに所属する者であって、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。

- (1) 有益な調査、研究、発明、発見又は工夫考案をした者
- (2) 特に他の模範とするに足る行為があった者
- (3) スポーツ活動、文化活動等において、国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人その他の公益を目的とする団体が、主催し、共催し、又は後援する大会又はコンクール（以下「対象大会等」という。）で、予選を経て全国大会に出場した者
- (4) 対象大会等であって予選を経て近畿大会で終わるものにおいて、優勝又は準優勝の成績を収めた者
- (5) 対象大会等であって予選を経て大阪府大会で終わるものにおいて、優勝の成績を収めた者
- (6) 前3号と同等の成績であると第8条第1項に規定する特別表彰審査委員会が認める者

(表彰の除外)

第3条 委員会は、門真市教育委員会教育功労者表彰規程（令和6年門真市教育委員会規程第1号）による改正前の門真市教育委員会表彰規程（昭和28年教育委員会規程第1号）及びこの要綱により表彰を受けたことがある者に対して、再度の表彰を行わない。ただし、教育長が別に定めるときは、この限りでない。

(被表彰者の推薦)

第4条 本人、委員会事務局の関係課長その他これらの関係者は、第2条の規定に該

当すると認められる者がいるときは、被表彰者に推薦することができる。ただし、未成年者にあつてはこの限りでない。

(推薦の方法)

第5条 前条の規定による推薦は、別に定める門真市教育委員会特別表彰推薦書を委員会に提出することにより行わなければならない。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、毎年11月3日(文化の日)に行う。ただし、教育長が必要と認めるときは、この限りでない。

(特別表彰審査委員会)

第8条 委員会に特別表彰審査委員会を置く。

2 特別表彰審査委員会は、表彰について審議し、又は委員会に意見を述べることができる。

第9条 特別表彰審査委員会は、会長1名及び委員若干名をもって組織する。

2 会長は、教育長をもって充てる。

3 委員は、副教育長、委員会事務局部長級職員及び委員会事務局次長級職員をもって充てる。

第10条 会長は、会務を総理する。

第11条 特別表彰審査委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(公表)

第12条 委員会は、委員会特別表彰として表彰したときは、表彰の内容を本市広報に登載し、公表する。

(細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会特別表彰に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月4日から施行する。

門真市立学校教職員人事基本方針

平成9年10月23日制定

令和4年10月28日改正

門真市教育委員会

豊かな人間性をはぐくむ学校教育を展開し、21世紀を担う人材育成を推進するために、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。

- 1 各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。
- 2 児童・生徒数の増減及び各学校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異動を行う。
- 3 教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、広域異動、校種間異動等の交流人事を積極的に進める。
- 4 教職員の新規採用については、豊かな人間性と教育に対する熱意を有する人材の確保に努める。
- 5 校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材を登用する。

令和7年度門真市立学校教職員人事は、「門真市立学校教職員人事基本方針」に基づき、次の事項に重点をおき、計画的に行うものとする。

1 教職員の人事について

(1) 過欠員の調整

児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、市町村間の広域異動及び配置換（以下「異動等」という。）を行い、効率的な過欠員の調整を図る。

(2) 教職員構成の適正化

- ① 各学校における教職員の構成については、年齢別、性別、担当教科別等を勘案するとともに、各分野の推進力となる教職員を適正に配置するよう留意する。
- ② 「大阪府人権教育推進計画」・「人権教育基本方針」の趣旨を踏まえ、同和教育、支援教育、在日外国人教育等、人権尊重の教育を推進する人材を学校の実情に応じて配置するよう考慮する。

なお、在外教育施設等への派遣経験者や様々な人事交流の経験者の配置については、それぞれ経験した教育活動が活かされるよう配慮する。

(3) 異動及び配置換の推進

- ① 教職員の異動等については、教職員構成の適正化に基づき、学校運営体制の確立と教育改革推進のため適正に行う。その際、校長の意向を十分考慮する。
- ② 異動対象者は原則として、新規採用後、同一校に4年以上勤務する者については6年を上限とし、それ以外の者で、現任校に5年以上勤務する者については、8年を上限として計画的に異動等を行う。
- ③ 前号の規定に関わらず、首席・指導教諭については、9年を上限として計画的に異動等を行うことができる。
- ④ なお、必要に応じて、勤務年数にかかわらず計画的に異動等を行う。
- ⑤ 異動等を行うに当たっては、市町村間及び異なる校種等、様々な人事交流を積極的に推進する。

なお、広く人材を求め、研究学校への配置等、学校の活性化を推進するための異動を行う。

- ⑥ 新規採用教員については、資質向上の観点から、適正な配置となるよう考慮する。

2 校長及び教頭の人事について

(1) 校長及び教頭の異動等

学校運営上の能力等を十分考慮するとともに学校の実情を勘案の上、「魅力ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置する。

(2) 校長及び教頭の任用

- ① 優れた人材を広域的に任用するため、各選考要領に基づき適正に選考を行う。
- ② 校長及び教頭の任用については、候補者名簿に登載された者の中から、年齢、経歴にとらわれることなく、若手の登用を心がけ、学校の実情、本人の特性等を考慮して行う。
- ③ 女性教職員の管理職任用を、積極的に推進する。

3 女性教職員の人事について

- (1) 女性教職員を、学校運営の中心的な役職に任用するよう考慮をばらうものとする。
- (2) 女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意する。

新旧対照表

新	旧
令和 <u>7</u> 年度門真市立学校教職員人事取扱要領	令和 <u>6</u> 年度門真市立学校教職員人事取扱要領
令和 <u>7</u> 年度門真市立学校教職員人事は、「門真市立学校教職員人事基本方針」に基づき、次の事項に重点をおき、計画的に行うものとする。	令和 <u>6</u> 年度門真市立学校教職員人事は、「門真市立学校教職員人事基本方針」に基づき、次の事項に重点をおき、計画的に行うものとする。
<p>1 教職員の人事について</p> <p>(3) 異動及び配置換の推進</p> <p>② 異動対象者は原則として、新規採用後、同一校に4年以上勤務する者については6年を上限とし、それ以外の者で、現任校に<u>5</u>年以上勤務する者については、8年を上限として計画的に異動等を行う</p> <p>③ 前号の規定に関わらず、首席・指導教諭については、<u>9</u>年を上限として計画的に異動等を行うことができる。</p>	<p>1 教職員の人事について</p> <p>(3) 異動及び配置換の推進</p> <p>② 異動対象者は原則として、新規採用後、同一校に4年以上勤務する者については6年を上限とし、それ以外の者で、現任校に<u>6</u>年以上勤務する者については、8年を上限として計画的に異動等を行う</p> <p>③ 前号の規定に関わらず、首席・指導教諭については、<u>10</u>年を上限として計画的に異動等を行うことができる。</p>